

順正高等看護福祉専門学校 学校評価の基本方針

施行日 2018年12月1日

【目的】

- 1 順正高等看護福祉専門学校(以下、本校という)は、学校評価を行うことにより、教育活動、及び学校運営を客観的、且つ継続的に改善していくことを目的とする。
- 2 本校の学校評価の種類は、「自己点検・自己評価」、「関係者評価」、「第三者評価」とする。
- 3 本校の学校評価は、校長のリーダーシップのもと、組織的に行うものとする。

【自己点検・自己評価】

- 1 校長は、別表1のとおり自己点検・評価委員会(以下、自己点検委員会という)を設置し、全教職員の参画による組織的な取り組みとする。
- 2 委員会は、別表2の点検項目、及び点検視点ごとに評価基準を定め、年度単位の評価を行う。
- 3 前項の評価結果は、自己点検・自己評価報告書(以下、報告書という)にとりまとめ、毎年2月末までに校長へ提出する。
- 4 結果は本校ホームページに掲載し公表する。

【関係者評価】

- 1 校長は、報告書を受理した後、その内容に関する評価を本校関係者に諮問する。
- 2 校長は、次の本校関係者から評価者を4名以上選任する。
 - (ア)本校の授業に直接関係する非常勤教員から1名
 - (イ)本校の臨地実習に直接関係する実習指導者から1名
 - (ウ)本校生徒の保護者から1名
 - (エ)本校卒業生から1名
 - (オ)その他必要と思われるもの若干名
- 3 校長は、前項により選任した本校関係者を評価委員として委嘱し、学校関係者評価委員会(以下、関係者委員会という)を設置する。
- 4 関係者委員会の委員長は前項(ア)の者とする。
- 5 関係者委員会は、校長が報告書を受理した後、10日以内に開催する。
- 6 関係者委員会は、評価基準を定め、3月末日までに校長に答申する。
- 7 前項の答申を終えた段階で関係者委員会は解散する。
- 8 前項の答申の内容は本校ホームページに掲載し公表する。
- 9 関係者委員会の活動に係る経費は本校が負担する。

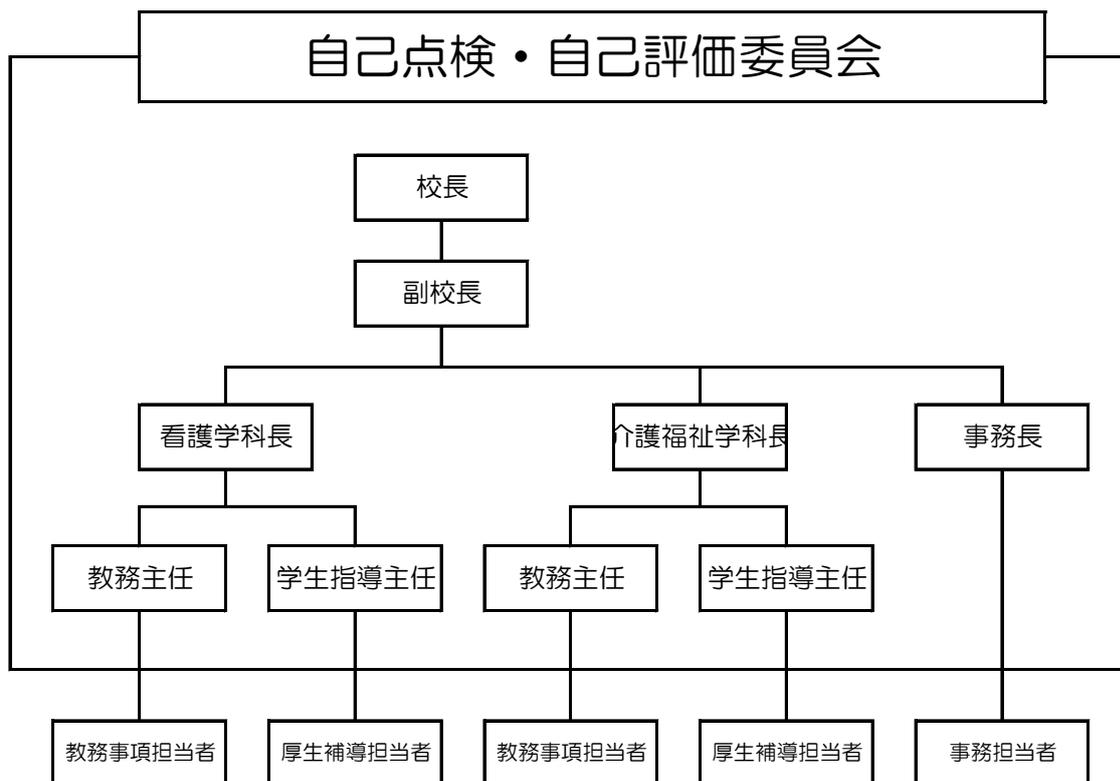
【第三者評価】

- 1 校長は、自己点検・自己評価、及び関係者評価を経て学校運営の改善と発展に向けた学校評価を第三者に依頼する。
- 2 校長は、第三者による評価を次の中から2名以上選任する。
(ア) 専門学校の運営に関して専門的な分析を行い、示唆を与えられる第三者
(イ) 本校の人材養成に関して専門的な分析を行い、示唆を与えられる第三者
(ウ) その他必要と思われる第三者
- 3 校長は、前項により選任した第三者を評価委員として委嘱し、第三者評価委員会(以下、第三者委員会という)を設置する。
- 4 第三者委員会の委員長は、前々項(ア)の者とする。
- 5 校長は、答申を受理した後、1ヶ月以内に、報告書、答申、及び関係書類を第三者委員に提出する。
- 6 第三者委員会は、前項の書類を3ヶ月以内に精査を完了する。
- 7 第三者委員会は、前項による書類の精査を完了した後、評価基準を定め、2ヶ月以内に学校評価報告書を作成する。
- 8 前項の学校評価報告書を作成し終えた段階で第三者委員会は解散する。
- 9 第三者委員会による学校評価報告書の内容は本校ホームページに掲載し公表する。
- 10 第三者委員会の活動に係る経費は本校が負担する。

【評価委員会の設置期限】

- 1 自己点検委員会の設置期限は、2019年1月31日とする。
- 2 関係者委員会の設置期限は、2020年2月10日とする。
- 3 第三者委員会の設置期限は、2021年3月31日とする。

別表1 自己点検・評価委員会組織図



別表2 点検項目・点検視点・評価基準

点検項目	点検視点	評価基準	
		評価項目	根拠資料
建学の理念	学生、保護者、教職員に周知し、浸透している		
教育理念と人材養成	学校全体の理念と学科ごとの理念が構築され、専門分野のニーズと合致している		
学校運営全般に関する こと	建学の理念、教育理念を事業計画に反映し、実現への体制が整っている		
教育活動全般に関する こと	建学の理念、教育理念に沿った教育課程を編成している 教職員の能力開発、研修を計画的に行っている		
学生募集に関する こと	アドミッションポリシーが確立され、募集活動にかかれている 資格取得に必要な知識、技術の修得目標を示している		
授業（講義・演習）に 関すること	シラバスの作成と運用が適正に行われている		
臨地実習に関する こと	計画が適正に立案され、学生、実習指導者に周知している		
成績評価に関する こと	評価方針が明確で、学生に示されている		
進級・卒業に関する こと	進級、卒業の基準が明確で、学生に示されている		
学習環境に関する こと	施設、設備の整備状況が法令等に適合し、十分な教育体制を整備している		
安全に関する こと	施設、設備の安全を監視できている 健康、公衆衛生の教育と管理ができている		
厚生補導、学生生活に 関すること	支援内容を整理し、それぞれの支援体制を整えている		
賞罰に関する こと	客観性と公平性を担保し、組織的に決定している		
進路に関する こと	情報提供を公平に行い、各人に適正な指導を行っている		
社会貢献に関する こと	学生のボランティア活動を推奨し、有形無形の教育資源を有効に活用している		
法令遵守に関する こと	学校の意思決定と行為が常に法令に従ったものである 教職員の行動が常に法令に適合している 個人情報の取り扱いが慎重で、法令違反がない		

注）評価基準（評価項目・根拠資料）は、自己点検・自己評価委員会が作成する。